

## (原 案)

### 石狩市地域未来投資促進条例の制定について

平成 29 年 7 月に企業立地促進法の改正法である地域未来投資促進法が施行されたことから、同法の関連条例である企業立地促進条例及び GEDC 立地促進条例を廃止するとともに、新たに石狩市地域未来投資促進条例及び同条例の施行規則を制定します。

地域未来投資促進法では、地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域経済に波及効果を及ぼす事業や、成長性の高い新たな分野に挑戦する取組に対する投資を支援することとされており、同法の趣旨を踏まえ、石狩市地域未来投資促進条例を制定し、地域経済を牽引する事業の促進を通じ、地域における経済の更なる活性化を目指すものです。

なお、現条例からの主な変更点としては、①対象地域 ②重点誘致対象業種 ③特例措置の対象要件及び内容 となります。

#### <主な変更点>

##### 【対象地域】

(現条例) 石狩湾新港地域

(新条例案) 石狩市域

##### 【重点誘致対象業種】

対象地域が変更になったことや地域における新たな経済成長の動きに対応するため、従来までの重点誘致対象業種の見直しを行います。

(現条例) ①物流 ②リサイクル ③エネルギー ④食料品 ⑤自動車

⑥機械金属 ⑦医薬品・バイオ ⑧情報

(新条例案) ①物流 ②食料品製造 ③ものづくり ④IT 関連産業 ⑤環境・エネルギー ⑥農林水産 ⑦観光 ⑧都市開発

##### 【特例措置の対象要件及び内容】

2つの現条例を一本化するとともに、特例措置の対象要件及び内容の変更を行います。

(対象要件) 投資額、雇用人数等

(特例措置の内容) 課税免除の割合、期間等

なお、新条例においては、対象地域及び特例措置の対象要件等、施行規則においては、重点誘致対象業種並びに特例措置の内容等を定める予定です。